

# 研修テキスト

(建設業許可・変更届)

変更届



神奈川県行政書士会

## 研修テキスト 建設業許可・変更届 目次

はじめに	2
第1章 仕事の流れ	3
第1節 建設業許可の変更について相談されたら	3
第2節 建設業許可の変更のおおまかな流れ	3
第3節 変更事項の確認（疎明書類の確認ほか）	4
第4節 報酬の受け取り方	5
第5節 委任状	5
第2章 変更事項の確認	7
第1節 建設業許可とは	7
第2節 建設業許可の変更の内容（許可要件に直接関わらないもの）	8
第3節 建設業許可の変更の内容（許可要件に直接関わるもの）	9
第4節 経營業務管理に足る組織体制の変更（許可要件に直接関わるもの）	9
第5節 営業所専任技術者の変更（許可要件に直接関わるもの）	10
第6節 支配人、令第3条に規定する使用人の変更（許可要件に直接関わるもの）	11
第7節 一般許可と特定許可の切り替えは変更？	11
第3章 欠格事由についての確認	11
第1節 欠格事由とは	11
第2節 誓約書とは	12
第4章 確認資料の準備	12
第1節 確認資料とは	12
第2節 決算変更届とは	16
第5章 届出書類の作成	16
第1節 変更届出書とは	16
第2節 届出書類の作成	17
第3節 届出の手数料	18
第6章 手引きに記載の無いような特殊な事例を相談されたときは	18
第1節 手引きにすべての記載はない	18
第2節 電子申請について	18
第3節 参考書籍一覧	19
第4節 参考にした資料	20

（本テキストは令和5年1月1日現在の法令に基づいて作成しています）



## はじめに

建設業とは、我々の生活を維持するための、全産業の基盤となるインフラ整備という重責を負った産業である。我々が歩く歩道も、車道も、個人の家もショッピングセンターも工場も、また、その施設に供給される電気もガスも水道も消火設備も、旅行に行った先の橋（橋梁）もトンネル（隧道）も、鉄道の駅舎も地下鉄の線路も、家の窓も扉も壁も、大規模な工場プラントも、工場のラインのベルトコンベアーも、そのすべてが建設業によるものである。また、震災や洪水などの大規模災害が発生した際には、自衛隊よりも先に自らも被災者でありながら被災地の復旧に尽力しなければならないという責務も担っている産業でもある。事実、福島県相馬市の土木工事業者の社長は、東日本大震災の際に、自衛隊車両が通行するために道路のガレキを動かし、道路を啓開する作業に重機に乗って当たったという。自分の自宅も津波におそわれてどうなっているか分からない状況のときでさえ地域のために貢献しなければならなかったのである。

建設業許可に関する業務は、建設業という産業への敬意と感謝の気持ちを持っている者でなければ、安易な気持ちで手を出すことは行政書士のためにも建設業者のためにもならないので、業務を受ける際には、建設産業のために尽くすという気概を持って取り組んでほしい。

なお、建設業許可の手続きが非常に奥深く広範であるとされるのは、建設業法だけでなくその周辺分野への知識が必要なためだと考えられる。例えば、建設業法が定める建設業許可には29の業種があり、中には、造園工事、電気工事、電気通信工事、管工事などで工事請負とならない業務委託の分野が重なって存在しており、その線引きが実務上は非常に複雑であることや、解体工事業登録や電気工事業登録などの建設業法とは異なる許認可が近隣に重なって存在し、また、解体工事との絡みでは建設産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業許可が必要になる業者もあり、民間住宅の建築工事請負に関しては、建築士事務所登録、宅地建物取引業免許が必要になる業者も測量業登録や浄化槽工事業登録が必要になる業者もいる。建物の管理系の業務としての登録（建築物清掃業や建築物空気環境測定業など）が必要になる業者もいる。また、公共インフラの工事請負を受注しようとする際には入札参加資格申請やその手前にある経営事項審査などの事務手続きが必要である。上水道や下水道工事にも指定や登録が必要なことがある。

さらに、これから建設業許可手続きに取り組むためには、建設業許可の電子申請の手続き、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度や社会保険の適切な加入や労災保険の一人親方特別加入についての理解も必要である。

建設業許可の「新規」や「更新」の申請を受任していない場合でも、「変更」に関する相談や依頼はある。「変更」は許可要件にかかわらないものもあるが、許可要件にかかわるものもあるため、場合によっては許可取り消しにつながるおそれもあるので、許可要件に関する知識をしっかりと持っていたり必要がある。

また、令和5年1月10日より電子申請が始まっている。紙での申請はしばらくの間そのまま残る予定だが、新しく電子申請をしていきたいという建設業者もいるはずで、電子申請への理解が業務獲得のチャンスにつながる可能性がある。

このテキストによって建設業許可について学び始めることで、建設産業のために尽くすという気概と共に、膨大な分野に関する知識を深めようとする意気込みを持って、建設業許可手続きや経審から奥深く広がっていく業界で活躍される行政書士となることを期待しております。このテキストが、いまスタートラインに立った方へのエールとなれば幸いです。

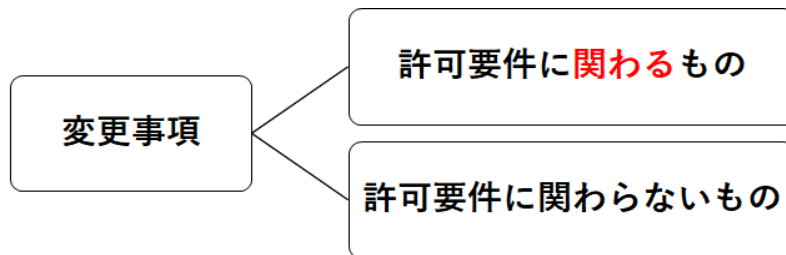
# 第1章 仕事の流れ

## 第1節 建設業許可の変更について相談されたら

建設業許可の「変更」について相談を受けた場合、まずは変更事項を確認して、経營業務の管理責任者や専任技術者などの変更の場合には、許可を維持できなくなるおそれがあることを伝えたい。内容についてよく聞く必要があることを伝えておくのが良い。

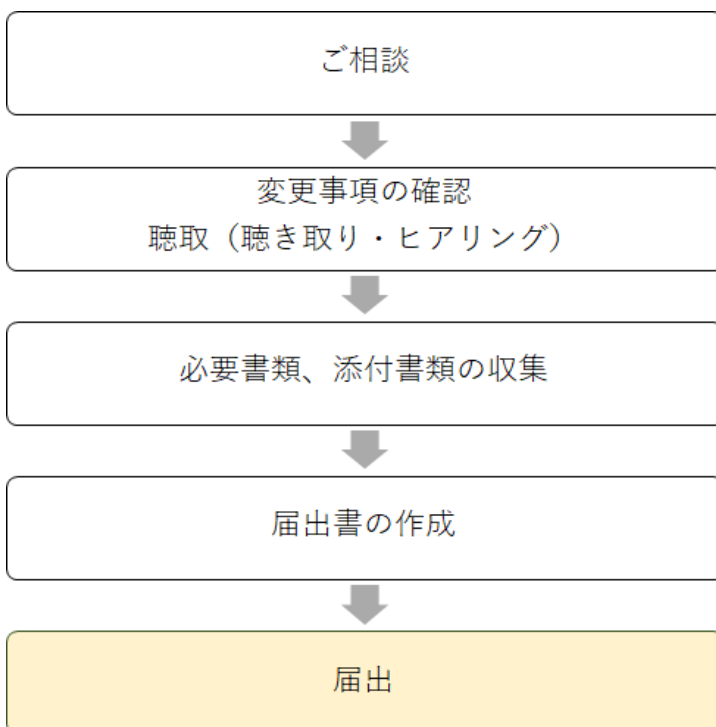
依頼者と面談して聴取（聴き取り・ヒアリング）する際には、変更事項が許可要件に関わるものであるか、許可要件に直接関わらないものであるかを確認することが重要なプロセスである。

特に、役員辞任の変更の届出を依頼されて、経營業務の管理責任者であることを確認せずに役員辞任の変更届を提出した場合、許可要件を満たせなくなり、許可の取り消し事由となることもあるので依頼者の事業継続を困難にさせてしまうことも可能性としてあることを認識しておかなければならない。



また、どのような手続きにおいても原則と例外があるように建設業許可の変更の手続きにおいても原則と例外がある。経験がない、少ない場合には、それぞれの許可権者である都道府県知事又は国土交通大臣の発行する『許可の手引き』を熟読し、分からない場合には先輩に尋ねるなどして、しっかりとした知識に裏付けられた形で手続きについて判断しなければならない。くれぐれも安易に変更届を届け出できると判断してはならない。

## 第2節 建設業許可の変更のおおまかな流れ



### 第3節 変更事項の確認（疎明書類の確認ほか）

依頼を受けて、すぐに届出書を作成したくなるが、先に変更事項の確認（疎明書類の確認ほか）が重要である。

依頼者は変更事項のすべてを伝えてくれないことも多いため、例えば、所在地の変更があった場合には電話番号の変更はないのか、代表者の変更があった場合には他の役員の変更がないのか、聴取（聴き取り・ヒアリング）をすることが必要である。

変更事項の内容については後述する。

変更届の提出時には添付書類が必要になる。変更事項の確認のために依頼者からの聴取後に、聴取した内容が事実であることを疎明する書類を整えなければならない。

そのためには、商業登記の履歴事項全部証明書が何であるか、法人税確定申告書、工事請負契約書や工事注文書などがどのようなものであるかについて理解をしていなければならない。

また、新任の役員などについては欠格要件に該当しないことを疎明する書類として、法人の場合、役員全員（監査役除く）について「登記されていないことの証明書」（又は医師の診断書）と「身分証明書」を申請書に添付することとなる。

登記されていないことの証明書	後見登記等に関する法律に基づき、その者について法務局が成年被後見人又は被保佐人として登記がされていないことを証明する書類。
医師の診断書	成年被後見人又は被保佐人等に該当する場合であっても、「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」に該当しない（契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する）と診断された書類。
身分証明書	戸籍法に基づき、日本の戸籍がある者について本籍地の市区町村が、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない、後見の登記の通知を受けていない、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていない、という3項目を証明する書類。

#### <医師の診断書参考例>

氏名	男・女
住所	年 月 日生（ 歳）
上記の者は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。	
診断に当たっての根拠	
所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）	
1. 各種検査	
長谷川式認知症スケール（ <input type="checkbox"/> 点（年月日実施） <input type="checkbox"/> 実施不可）	
MMSE（ <input type="checkbox"/> 点（年月日実施） <input type="checkbox"/> 実施不可）	
脳の萎縮又は損傷の有無	
<input type="checkbox"/> あり⇒（ <input type="checkbox"/> 部分的にみられる <input type="checkbox"/> 全体的にみられる <input type="checkbox"/> 著しい <input type="checkbox"/> 未実施）	
<input type="checkbox"/> なし	
知能検査	
その他	
2. 短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
（特記事項）	
3. 判断能力について	
（1）見当識の障害の有無	
<input type="checkbox"/> あり⇒（ <input type="checkbox"/> まれに障害がみられる <input type="checkbox"/> 障害がみられるときが多い <input type="checkbox"/> 障害が高度）	
<input type="checkbox"/> なし	

他にも、定款、納税証明書、残高証明書、健康保険等の領収書など何のために、誰が作成し、どこが発行しているものなのかについての知識を学習しなければならない。

これらの概略については、『研修テキスト（建設業許可・新規）』にて解説しているので、そちらを参照されたい。

#### 第4節 報酬の受け取り方

依頼者から報酬を得るのには、以下のようなケースが考えられる。

(1) 許可変更届の報酬の着手金を先に受け取り、申請後に精算して残額を請求する。
(2) 許可変更届の報酬全額を先に受け取る。
(3) 許可申変更届の提出後に報酬全額を請求する。
(4) 顧問契約を結び、月額報酬を受ける契約を結ぶ。

建設業許可変更届の場合、多くは既存の依頼者であることが多いため、(3)のように事後に報酬を受け取る方式を取られているのが一般的ではあるが、最近では、聴取（聴き取り・ヒアリング）をして変更内容が確定したときに(2)のように事前に報酬を受け取る方式や、新規の依頼者については(1)のように着手金を受け取る方式を取られている方も多い。

また、変更事項が許可要件に関わるものである場合、許可要件の調査は無料で行う行政書士が多いと考えられるが、行政書士法では「書類の作成について相談に応ずること」で報酬を得ることのできるため、許可要件の調査についても必要に応じて報酬を請求するのが望ましい。許可要件に関わるものの調査に時間と労力がかかった場合に、事後に依頼者にとって想定外の報酬を請求するとトラブルになるおそれもあるので、事前に調査費用の金額について依頼者に伝えておくことも必須であると考えられる。



#### 第5節 委任状

行政書士法に基づく「許可変更届の作成の代理」、「許可変更届を提出する手続きの代理」が行政書士が報酬を得て行うことのできる業務である。そのため、届出書に代理人としての記名押印をして、依頼者からの委任状を付けて提出すべきである。

次頁に委任状例を記載する。

なお、いわゆる代行申請というような手続きをする行政書士がいるが、「許可変更届の作成の代理」を報酬を得て行い、「許可変更届を提出する手続きの代理」はせずに提出する手続きの代行をしている（民法上の使者）という方法もあるが、この場合には、法律上は補正に応じることができないので注意してほしい。

(例)

# 委任状

(受任者) 事務所所在地

事務所名称

氏名

電話番号

行政書士登録番号

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

- 一. 建設業許可申請及び届出に関する一切の件
- 二. 前項の申請及び届出にかかる補正に関する一切の件
- 三. 第一項の申請及び届出の郵送申請時における副本の受領に関する一切の件
- 四. その他、前各項に付随または関連する手続きの一切の件

以下余白

平成 年 月 日

(委任者) 住所

名称

代表者氏名

④

電話番号

## 第2章 変更事項の確認

### 第1節 建設業許可とは

建設業許可を取得するためには、建設業法に定める以下の4つの建設業許可の要件をすべて備えていなければならない。

同時に、許可取得後に変更が生じたことで以下の4つの建設業許可の要件のうち1～3までを満たせないこととなったときは許可の取り消し事由となるので、変更の内容について依頼者からよく聴取をしなければならない。

- (1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとしての組織体制があること
- (2) 営業所ごとに必要な営業所専任技術者を置くこと
- (3) 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと

また、法人、法人の役員等、個人事業主等が、建設業法に定める欠格事由に該当しないことも求められる。

1	経營業務管理に足る組織体制	建設業を営んでいた会社の役員経験又は個人事業主としての経験を少なくとも5年間以上有している人が、申請会社の常勤の役員又は個人事業主として1人以上いることなど
2	営業所専任技術者	国の定めた資格要件を備えた技術者を、営業所ごとに1人以上常勤で配置していること
3	誠実性	建設業の営業に関し、不誠実な行為を行うおそれのないこと 過去に許可を取り消され、又は禁固刑ないしは刑法等の罰金刑を受け、その後一定の期間を経過していない場合や、暴力団組織の構成員等に指定されている場合は許可されない
4	財産的基礎	500万円の資金調達能力があること

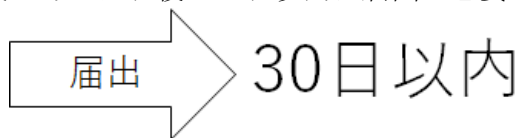
その他建設業許可については、『研修テキスト（建設業許可・新規）』にて解説しているので、そちらを参照されたい。





## 第2節 建設業許可の変更の内容（許可要件に直接関わらないもの）

建設業許可の変更（許可要件に直接関わらないもの）は以下の事項に該当する場合に、変更の事実のあった日後30日以内に届出が必要となる。



	変更事項	内容
1	商号(名称)、組織変更	会社名の変更や有限会社から株式会社への組織変更など 例) 有限会社山田工務店→株式会社山田工務店
2	主たる営業所の所在地・郵便番号・電話番号	事実上の営業所の所在地の変更や電話番号の変更など (登記上と事実上の所在地が異なり、登記上の所在地のみ変更の場合には変更届は不要)
3	従たる営業所の名称	従たる営業所の名称の変更 例) 横須賀営業所→湘南支店
4	従たる営業所の所在地・電話番号・郵便番号	従たる営業所の所在地の変更や電話番号の変更など
5	従たる営業所の新設	新しく従たる営業所を設ける
6	従たる営業所の廃止	従たる営業所を廃止する
7	従たる営業所の業種追加	従たる営業所で行っている建設業許可の業種を新しく追加する
8	従たる営業所の業種の廃止	従たる営業所で行っている建設業許可の業種を一部廃止する
9	資本金額	資本金額の変更
10	役員等 新任、辞任、退任、氏名変更、代表者変更	役員等（取締役、執行役、持分会社の業務を執行する社員及び組合の理事の他に、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る。）及び名称役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者）の変更

### 履歴事項全部証明書（見本）

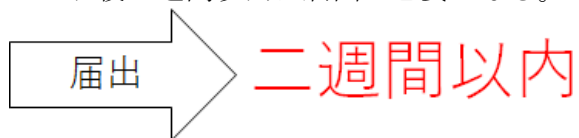
商号・営業所所在地・電話番号・

従たる営業所・資本金など

神奈川県〇〇市〇〇一丁目1番1号 株式会社甲野建設	
会社法人等番号	0200-01-000000
商号	株式会社甲野建設
本店	神奈川県〇〇市〇〇一丁目1番1号
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する
会社成立の年月日	令和00年00月00日
目的	1. 建築工事の設計、施工及び請負 2. 電気工事業 3. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 甲野太郎 神奈川県〇〇市〇〇町9番地 代表取締役 甲野太郎
登記記録に関する事項	設立 令和00年00月00日登記

### 第3節 建設業許可の変更の内容（許可要件に直接関わるもの）

建設業許可の変更（許可要件に直接関わるもの）は以下の事項に該当する場合に、変更の事実のあった日後2週間以内に届出が必要となる。



	変更事項	内容
11	支配人 新任、退任、氏名変更	個人事業主の場合、支配人（支配人登記をしている者に限る。）の変更
12	令第3条に規定する 使用人	法人の場合、令第3条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）の変更
13	経營業務の管理責任 者	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務管理に足る組織体制）の変更
14	専任技術者	専任技術者の変更（担当業種の変更も含む）・追加、有資格区分の変更、氏名変更、交代に伴う削除、削除
15	健康保険等の加入状 況	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況の変更

### 経営・専技・支配人・保険加入など



### 第4節 経營業務管理に足る組織体制の変更（許可要件に直接関わるもの）

経營業務の管理責任者又は健康保険等の加入状況に変更があって、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次の二つの国土交通省令で定める基準に適合していなければ、許可を取り消されてしまうことになる。

国土交通省令で定める基準（建設業法施行規則第七条）

経營業務の管理責任者等の設置	次のいずれかに該当するものであること。 イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。 （1） 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 （2） 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者 （3） 建設業に関し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者
----------------	---

	<p>ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p> <p>（１） 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者</p> <p>（２） 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。</p>
適正な社会保険への加入	<p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第一百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p>

### 第5節 営業所専任技術者の変更（許可要件に直接関わるもの）

営業所専任技術者が退職するなどの変更があつて、新しい専任技術者を主たる事務所に配置することができなければ、許可を取り消されてしまうことになる。

専任技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するための者であり、また、確実な施工監理を行うための技術面を営業所において指揮総括する者をいう。

建設業法においては工事現場ごとに「工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者又は監理技術者）を置かなければならない」（法第 26 条）となっているが、それらの現場の主任技術者又は監理技術者を指揮総括する営業所専任技術者を置かなければ許可をしてはならないこととなっている。

つまり、工事現場を同時に二つ請け負っている場合には、営業所に一人、現場に二人の合計 3 人の技術者が必要になる。

なお、例外的に、一人親方などの請負工事を常に 1 件以下しか請け負わない場合においては、指揮総括する者と現場の技術管理をつかさどるものが同一人であっても、以下の 4 つを満たす限り許容され则认为されている。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること

(工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度であること)

③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

(平成 15 年 4 月 21 日付 国総建第 18 号『営業所における専任の技術者の取扱いについて』)

## 第6節 支配人、令第3条に規定する使用人の変更（許可要件に直接関わるもの）

支配人の新任、退任、氏名変更や令第3条に規定する使用人の変更についてはこのテキストでは割愛する。それらの変更がある場合は、行政庁の発行する『手引き』を詳細に確認されたい。

## 第7節 一般許可と特定許可の切り替えは変更？

建設業許可には一般建設業許可と特定建設業許可の二種類がある。それらの許可の考え方は『研修テキスト（建設業許可・新規）』を参照されたい。

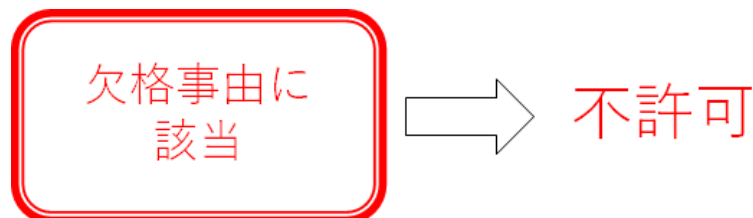
なお、特定建設業許可の要件を満たせなくなったため、一般建設業許可へと切り替える必要がある場合には、変更届ではなく、般特新規申請という行政庁に手数料を支払う申請が必要になる。



## 第3章 欠格事由についての確認

### 第1節 欠格事由とは

欠格事由とは、該当する場合には、許可を受けることができない事由である。



虚偽申請や役員等に破産者や暴力団員がいることなどが欠格事由であるが、具体的な欠格事由は、『研修テキスト（建設業許可・新規）』を参照されたい。

新しい取締役の就任などの変更があり、建設業許可で役員等の変更届を届け出る場合には、依頼者に念のために欠格事由に該当していないかどうか確認を取る必要がある。欠格事由に該当していないことは、申請の提出書類である「誓約書」や略歴書又は役員調書の「賞罰」欄の記載にて確認することになっている。

## 第2節 誓約書とは

様式第6号の「誓約書」とは、役員等が建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約するものである。

申請書類に押印が必要であったときは、行政書士が代理の印を押すことができない書類であり、そのため、行政書士が書類を作成した場合でも、申請者にその内容を説明したうえで申請者に押印してもらった書類であった。現在、押印不要とはなったが、行政書士として申請者に対して欠格要件の説明をしなければならないことは変わらない。

# 誓約書

申請者  
代表人  
合弁代表人  
分限代表人

申請者  
代表人  
合弁代表人  
分限代表人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する者  
 用入並びに指定代理人及び指定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

印



## 第4章 確認資料の準備

### 第1節 確認資料とは

変更届においても、変更事項に応じた確認資料の添付が必要である。神奈川県知事許可では、届出書の様式及び提出書類・添付書類は以下のようにになっている。

変更事項	届出書の様式番号	提出書類・添付書類
商号(名称)、組織変更	第二十二号の二(第一面)	①変更届出書(第一面) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※②は変更前後の商号が確認できるもの ※②は個人の場合は不要
主たる営業所の所在地・郵便番号・電話番号	第二十二号の二(第一面)	①変更届出書(第一面) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※②は変更前後の所在地が確認できるもの ※②は個人の場合は添付不要 ※②は郵便番号、電話番号のみの変更の場合は添付不要
従たる営業所の名称	第二十二号の二(第一面)及び(第二面)	①変更届出書(第一面) ②変更届出書(第二面)区分4(旧営業所の廃止) ③変更届出書(第二面)区分3(新営業所の追加) ④登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※④は登記していない場合は不要

		<p>【同時に提出するもの】</p> <p>⑤健康保険等の加入状況の変更届(様式第七条の三)</p> <p>⑥令第3条使用人の一覧表(様式第十一号)</p>
従たる営業所の所在地・電話番号・郵便番号	第二十二号の二(第一面)及び(第二面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②変更届出書(第二面)区分2</p> <p>③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※③は登記していない場合は不要</p> <p>※③は郵便番号、電話番号のみの変更の場合は添付不要</p>
従たる営業所の新設	第二十二号の二(第一面)及び(第二面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②変更届出書(第二面)区分3</p> <p>③令第3条に規定する使用人の届出書類一式</p> <p>④専任技術者の変更届出書類一式</p> <p>⑤登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※⑤は登記していない場合は不要</p> <p>⑥営業所の確認資料</p>
従たる営業所の廃止	第二十二号の二(第一面)及び(第二面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②変更届出書(第二面)区分4</p> <p>③令第3条使用人の一覧表(様式第十一号)</p> <p>※③は変更後の内容を記載</p> <p>※③は廃止によって主たる営業所のみになる場合は不要</p> <p>④専任技術者の変更届出書類一式</p>
従たる営業所の業種追加	第二十二号の二(第一面)及び(第二面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②変更届出書(第二面)区分2(営業しようとする建設業の変更)</p> <p>③専任技術者の変更届出書類一式(No.14)</p>
従たる営業所の業種の廃止	第二十二号の二(第一面)及び(第二面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②変更届出書(第二面)区分2(営業しようとする建設業の変更)</p> <p>【同時に提出するもの】</p> <p>③専任技術者の変更届出書類(様式第八号)一式又は削除の届出書(様式二十二号の三)</p> <p>※当該業種を廃止する場合は一部廃業(様式第二十二号の四)の届出も提出が必要</p>
資本金額	第二十二号の二(第一面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※②は変更前後が確認できるもの</p> <p>③株主(出資者)調書(様式第十四号)</p> <p>※③は提出済みのものから記載内容に変更がない場合は不要</p>
役員等 新任	第二十二号の二(第一面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②誓約書(様式第六号)</p>

		<p>③新任役員等の調書(様式第十二号)</p> <p>④登記されていないことの証明書又は医師の診断書</p> <p>⑤身分証明書</p> <p>⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※⑥は就任日が確認できるもの</p> <p>※相談役・顧問・株主等の場合は④・⑤・⑥は不要。</p> <p>※②、③、④、⑤は新たに就任した者がいる場合のみ</p> <p>※新任の役員等に未成年者がいる場合は、法定代理人の③、④、⑤(役員以外(相談役・顧問・株主等)の法定代理人の場合は③のみ)及び法定代理人が確認できる資料(戸籍謄本など)を提出</p>
役員等 代表者	第二十二号 の二(第一面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②誓約書(様式第六号)</p> <p>③新任役員等の調書(様式第十二号)</p> <p>④登記されていないことの証明書又は医師の診断書</p> <p>⑤身分証明書</p> <p>⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※⑥は就任日が確認できるもの</p> <p>※②、③、④、⑤は新たに就任した者がいる場合のみ</p> <p>※新任の役員等に未成年者がいる場合は、法定代理人の③、④、⑤(役員以外(相談役・顧問・株主等)の法定代理人の場合は③のみ)及び法定代理人が確認できる資料(戸籍謄本など)を提出</p>
役員等 辞任・退任	第二十二号 の二(第一面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※②は辞任又は退任日が確認できるもの</p> <p><b>【同時に提出するもの】</b></p> <p>※常勤役員等(経營業務の管理責任者)になっている場合は、常勤役員等の変更の届出一式を併せて行う。</p> <p>※相談役・顧問・株主等の場合は、②の添付不要</p>
役員等 氏名(改姓・改名)	第二十二号 の二(第一面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※②は改姓・改名の日が確認できるもの</p>
支配人 新任、退任、氏名(改姓・改名)	第二十二号 の二(第一面)	<p>①変更届出書(第一面)</p> <p>②誓約書(様式第六号)</p> <p>③令第3条使用人の一覧表(様式第十一号)</p> <p>※変更後の内容を記載</p> <p>④令第3条使用人の調書(様式第十三号)</p> <p>⑤登記されていないことの証明書又は医師の診断書</p> <p>⑥身分証明書</p> <p>⑦登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</p> <p>※②、④、⑤、⑥は新たに就任した者がいる場合のみ</p>

		※⑦は新任、退任、改姓・改名の日が確認できるもの
令第3条に規定する 使用人	第二十二号 の二(第一面)	①変更届出書(第一面) ②誓約書(様式第六号) ③令第3条使用人の一覧表(様式第十一号) ※③は変更後の内容を記載 ④令第3条使用人の調書(様式第十三号) ⑤登記されていないことの証明書又は医師の診断書 ⑥身分証明書 ※②、④、⑤、⑥は、新たに就任した者がいる場合のみ
常勤役員等及び常勤 役員等を直接に補佐 する者	第七号、第七 号別紙又は第七 号の二、第七 号の二別紙 及び第二十二 号の二(第一 面)	①変更届出書(第一面) ②常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式 第七号) ※ロ該当の場合、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書(様式第七号の二)も必要 ③略歴書(様式第七号別紙一) ※ロ該当の場合、略歴書(様式第七号の二別紙一)も必 要 ④変更時の常勤性の確認資料 ⑤経験を裏付ける確認資料 ⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※個人事業主は不要 ※⑥は新任、退任、改姓・改名の日が確認できるもの ※個人事業主で改姓・改名のときは改姓・改名の日が確 認できるもの(戸籍抄本又は住民票抄本) ⑦直接に補佐する者の現在の地位確認資料 ※⑦はロ該当の場合に必要
専任技術者	第八号、第二 十二号の二 (第一面)及 び第二十二号 の三	①変更届出書(第一面) ②専任技術者証明書(様式第八号) ③変更時の常勤性の確認資料 ④技術者の要件を証する書類と添付資料 イ 資格者証等の写し ロ 卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し ハ 実務経験証明書(様式第九号) ニ 指導監督的実務経験証明書(様式第十号) ホ 監理技術者資格者証の写し ※担当業種の追加がなければ④は不要 ※削除される者については、③④は不要
健康保険等の加入状 況	第七号の三	①健康保険等の加入状況(様式第七号の三) ②健康保険等の加入状況に関する確認資料

支配人、令第3条に規定する使用人及び常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者に関する  
詳細部分はこのテキストにおいては割愛する。



## 第2節 決算変更届とは

建設業許可では、変更届出書の一類型として事業年度終了後4か月以内に届出しなければならない決算変更届という手続きがある。事業報告としての意味合いが強いが、「変更届出書(決算報告)」を鑑にして以下のような書類を添付して提出しなければならない。その詳細は研修テキスト『建設業許可・決算変更届』を参照されたい。

変更届出書(決算報告)

①工事経歴書(様式第二号)

②直前3年の工事施工金額(様式第三号)

③財務諸表

【法人】様式第十五～十七号の三

【個人】様式第十八～十九号

④事業報告書

※特例有限会社を除く株式会社のみ提出

※任意様式

⑤納税証明書

【法人】法人事業税

【個人】個人事業税

⑥使用人数(様式第四号)

⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)

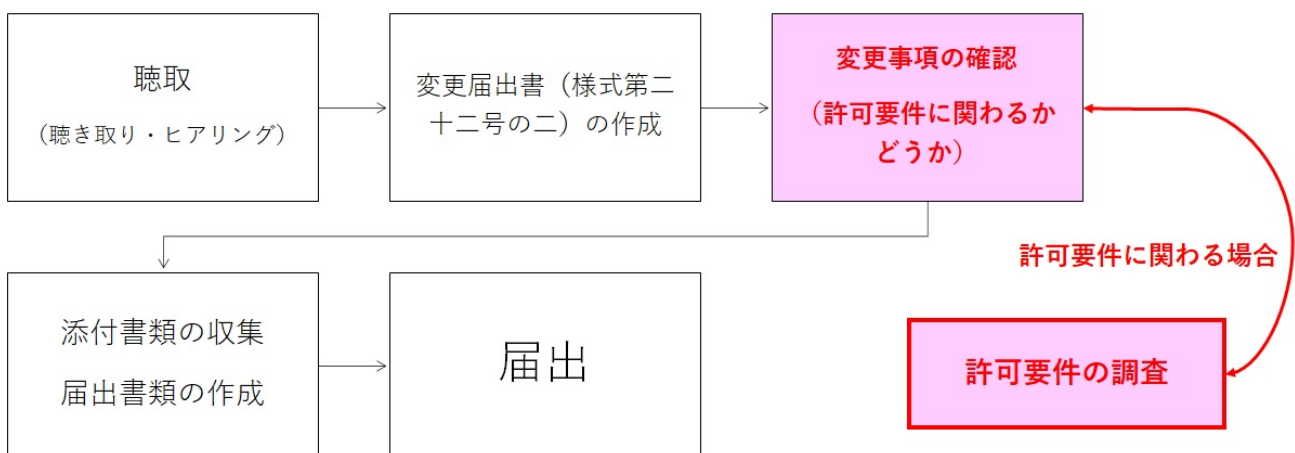
⑧定款の写し

⑨健康保険等の加入状況(様式第七号の三)

※⑥⑦⑧⑨は変更のあった場合のみ提出

## 第5章 届出書類の作成

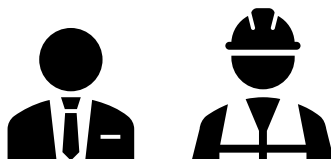
### 第1節 変更届出書とは



申請書類と異なり、変更の際は、最初に様式第二十二号の二「変更届」を作成するところから始めるのが良い。変更事項を確認することで、どのような変更であるかが分かりやすくなるためだ。そのうえで特に重要なのが、許可要件に関わるかどうかの確認である。許可要件に関わる場合には、

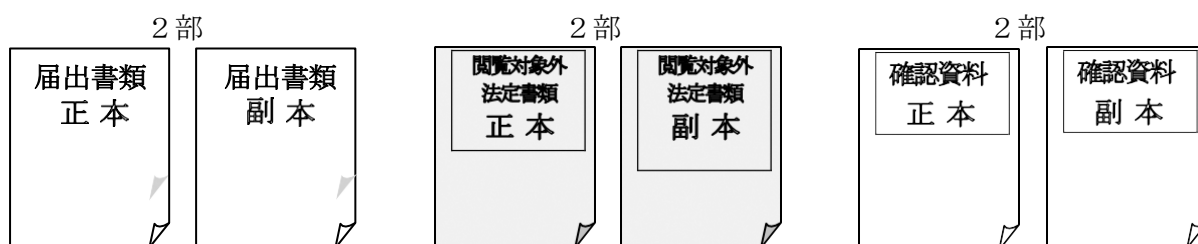
変更後の人員が許可要件を満たしていなければ、許可の取り消し事由に該当してしまうため、変更届の作成と共に、許可要件を満たしているかどうか調査をしなければならない。

(この章から読み始めた方は、最初から読んでいただきたい。)

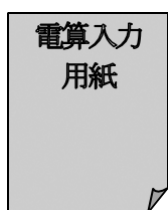


建設業許可の変更届では、届出書類一式は、(ア)届出書類、(イ)閲覧対象外法定書類、(ウ)確認資料の3つに区分されていて、それぞれ並び順があり、別綴じをして申請する必要がある。

届出書類、閲覧対象外法定書類、確認資料



申請書の電算入力用紙



## 第2節 届出書類の作成

届出書類の作成は、行政庁のホームページで公開されているワードファイルやエクセルファイルをダウンロードして入力していく方法のほかに、有料のソフトウェアや無料のソフトウェアなどを利用して作成する方法がある。以下に建設業許可申請用ソフトウェアの一部を例示する。

- 許認可プロ①【建設業】.NET (株式会社クリックス)
  - 経審太郎 (株式会社ミロク情報サービス)
  - 更新大臣 (株式会社ナレッジコア)
  - 電子申請支援システム 建設業統合版 (株式会社ワイズ)
  - なんでも経審 Plus (一般財団法人建設業情報管理センター)
- (※五十音順)



注) 会として建設業許可申請用ソフトウェアの一部を推奨する意図はありません。

届出書類の内容の詳細については、行政庁の発行する『手引き』の詳細な説明をしっかりと読んで、記載例をよく確認することが必要である。届出書類の様式にはカラムと呼ばれる枠の中に文字を入れる部分があり、こちらは空白の入れ方や入れるべき数字などに意味があり、申請者の意思表示の重要な部分を記載するところもあるため、項番ごとに入れる文字や数字が何を表しているかに

ついて理解をしたうえで記載しなければならない。

また、建設業法では、建設業許可の変更届について、必要な書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者には六月以下の懲役又は百万円以下の罰金を処することとなっている（建設業法第50条）。残念なことに、行政書士が建設業法違反で逮捕され、処罰された事例もある。くれぐれも虚偽申請をするようなことがないようにしていただきたい。

### 第3節 届出の手数料

建設業許可の届出では、届出手数料は無い。

## 第6章 手引きに記載の無いような特殊な事例を相談されたときは

### 第1節 手引きにすべての記載はない

行政庁のホームページに公開されている『建設業許可申請の手引き』に書いてあるなどの基本的な事項について行政庁担当部署に尋ねるようなことは、行政書士の品位を汚すことになるだけでなく、行政庁の審査に要する時間を奪うこととなり、ひいては、国民の利便を妨げ、国民の権利利益の実現を阻害することになるため、やめていただきたい。

ホームページや行政庁の発行する『手引き』には詳細に建設業許可申請の手続きの流れや内容が書かれており、添付すべき必要な書類についても書かれている。まずは、これらを熟読し、理解すべきである。自分なりの理解では不安がある場合には、専門書籍を購入し、自学自習を深めるべきである。（このテキストを編纂するにあたり参考にした書籍一覧は後述）

それでも、子細な部分や行政庁の発行する『手引き』に記載のない事項についての疑問がある場合、行政書士の先輩に聞くようにすべきである。そのためには、日頃からの先輩との人間関係の形成が必要不可欠とも言える。

なお、建設業許可の基本的な事項を理解したうえで、経營業務の管理責任者口該当案件や事業承継認可申請案件などの事前相談をすべき手続きの際には行政庁に相談することを推奨する。

業務内容と権限が確認できる業務分掌規程、文書決裁規定等や過去の稟議書その他準ずる書類などの確認資料では、確認資料として裏付けを証明することができる内容であるかどうか分からないケースでは、行政庁との事前相談を経てから更なる書類の収集などを進めていくことが必要になることもある。

当然のことながら、行政書士には許可権限はないので、自らの独断で進めても、結果として不許可や取消しなど大きなロスとなる可能性が高い。しっかりとした基礎知識を踏まえたうえでの行政庁とのやり取りや事例の積み重ねは、今後の行政書士の信用を高め、行政書士の職務にとって重要である。

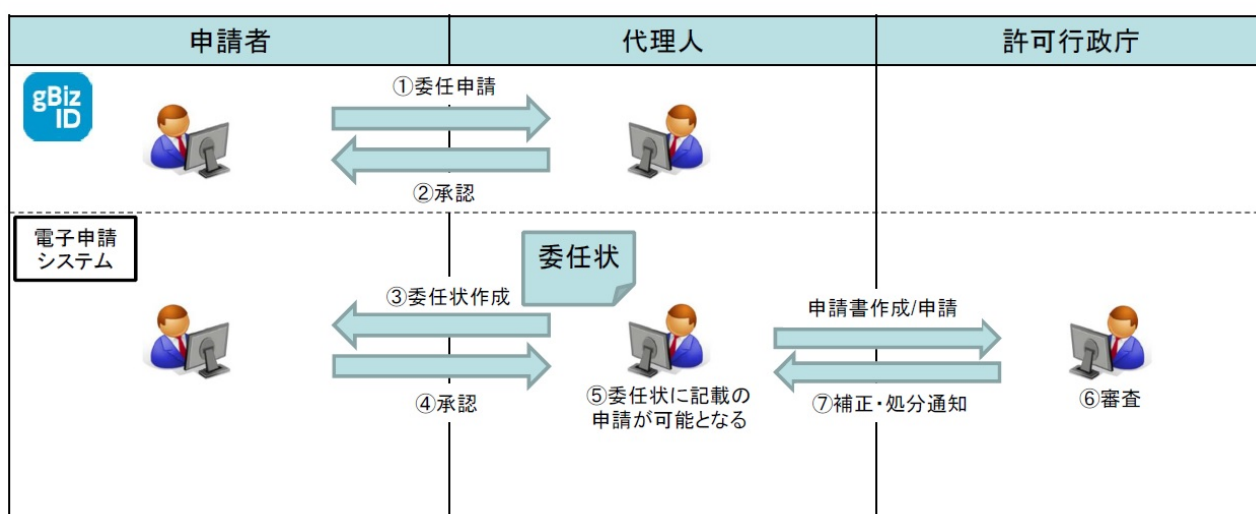
### 第2節 電子申請について

神奈川県では、令和5年1月10日より建設業許可申請等は、J C I P（Japan Construction Industry electronic application Portal）を利用して電子申請できるようになった。電子申請を利用するためには、デジタル庁が主管するGビズID（gBizID）アカウントが必要で、「申請者」及び「行政書士」の両方がGビズIDプライムアカウントを取得し、かつ、GビズIDにて

委任機能を用いて代理申請の準備をおこなう必要があります、その後に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）で委任のやり取りを再度する必要があります。

これからの時代には、IT・パソコン知識が求められるようになる。建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）における電子上の手続きも同様にIT・パソコン知識が必要となっている。今後、他省庁バックヤード連携等により国税庁（納税情報）や法務省（登記簿謄本）などの添付書類が不要となるような計画となっている。なお、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）の入力画面は紙の申請書類と同様の作りとなっている。

電子申請への初回の切り替えのための準備は大変かもしれないが、初回の委任のやり取りができれば、次回以降は特段の委任のやり取りは不要となるため、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）上で行政書士として依頼者と結び付くことは一つのメリットと考えることもできる。



### 第3節 参考書籍一覧

本テキスト編纂にあたり参考にした書籍

- ・建設業許可申請の手引き-令和3年度版- 神奈川県  
 「建設業許可申請の手引き-令和3年版-」は、  
 神奈川県行政書士会のご協力により作成しています。
- ・『建設業法と建設業許可』第2版 日本行政書士連合会編 日本評論社
- ・『建設業許可Q&A』第10版 一般社団法人全国建行協編著 日刊建設通信新聞社
- ・『行政書士のための建設業法マニュアル』 岩戸康太郎著 三協法規出版
- ・『建設業許可・経審・入札参加資格申請ハンドブック』 塩田英治著 日本法令
- ・『建設業法解説』 建設業法研究会 大成出版社



#### 第4節 参考にした資料

本テキスト編纂にあたり参考にした資料

- ・「令和4年3月末現在の建設業許可業者の現況」令和4年5月9日 国土交通省作成  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00108.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00108.html)
- ・建設業許可・経営事項審査の電子申請について - 神奈川県ホームページ  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/densi.html>
- ・GビズID  
<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>
- ・建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）  
[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)